定款

株式会社 エターナルホスピタリティグループ

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 エターナルホスピタリティグループと称し、 英文では、Eternal Hospitality GroupCo.,Ltd.と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
 - 1. 飲食店及び宿泊施設の経営並びにそのコンサルティング業務
 - 2. フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務
 - 3. 飲食店独立支援及びそれに伴う教育事業
 - 4. 各種調理食品、調味食品、その他食料品及び飲料の企画、開発、製造加工、販売及び宅配
 - 5. 飲食店向けの販売業
 - 6. 飲食店の運営に必要な厨房用機器、什器及び備品の企画、開発、販売及び賃貸
 - 7. 農業、畜産業及び水産業の調査、企画及び開発
 - 8. 農作物、畜産物、水産物及びそれらの加工食品の生産、加工及び販売
 - 9. 意匠権、商標権、著作権などの無体財産権の売買、賃貸及び管理
- 10. コンピューターソフトウェアの開発、販売、賃貸及び情報処理サービスの提供
- 11. 工業デザイン及び商業デザインの設計、製作、請負及び管理
- 12. 建物及び関連設備のメンテナンスに関する事業
- 13. 労働者派遣事業及び職業紹介事業
- 14. 労務及び経理事務等の事務処理の代行
- 15. 酒類及び煙草の販売並びに玩具及び日用雑貨品等の企画、制作及び販売
- 16. インターネットによる通信販売業
- 17. 調理体験教室の企画及び運営
- 18. 映像コンテンツの企画、制作及び販売
- 19. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
- 20. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 21. 建物内外の清掃請負及び管理
- 22. 前各号に附帯関連する事業への投資
- 23. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 大阪市 に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、30,847,200株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿 に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あると きに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 特別決議(会社法第309条第2項の定めによる決議)は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常 務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程 による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で同 法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償 責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監查役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程 による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠 償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を 控除して得た額を限度として免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とす る。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第42条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。
 - 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は 登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は 登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をす ることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はそ

の支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

平成 21 年 8 月 1 日制定 平成 22 年 10 月 30 日改訂 平成 23 年 10 月 21 日改訂 平成 25 年 11 月 1 日改訂 平成 26 年 3 月 24 日改訂 平成 27 年 2 月 1 日改訂 平成 27 年 8 月 1 日改訂 平成 27 年 10 月 28 日改訂 令和 3 年 2 月 1 日改訂 令和 4 年 10 月 26 日改訂 令和 5 年 10 月 25 日改訂 令和 6 年 5 月 1 日社名変更 令和 7 年 10 月 29 日改訂